

北区では

金属ごみを資源化しています！



サンクルちゃん



モッタイクン

不燃ごみを出す時には、「**金属ごみ**」と「**その他の不燃ごみ**」に分けて、出してください。

- ・小型家電からは**乾電池や充電池** () を取り外してください (電池はその他の不燃ごみです)。
- ・おおむね 30cm 立方体以上の大型のごみは粗大ごみです。不燃ごみでは収集しません。
- ・箱などの梱包材等は取り除き、不燃ごみのみをお出してください。



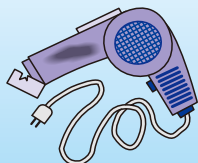
このようなものが
資源として生まれ変わります

「小型家電・金属類」は
下のコンテナに入れてください



小型家電

- ・家電リサイクル法対象機器(エアコン・テレビ・冷蔵庫(凍)庫・洗濯機・衣類乾燥機)、パソコン・ディスプレイは収集しません。
- ・携帯電話等の中にある個人情報等のデータは消去してから出してください。



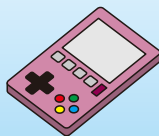
ドライヤー



時計



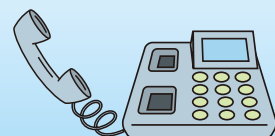
デジカメ



ゲーム機



携帯電話



電話機

金属類

- ・鍋などの中に食品を入れたまま捨てないでください。



ハンガー



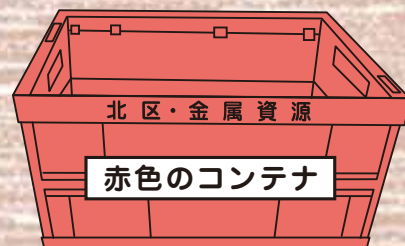
金属製のナベ



ヤカン



電気コード



北区・金属資源

赤色のコンテナ

『金属資源』用のコンテナ

！ご注意ください！

- ・次のものは金属製であっても、『**その他の不燃ごみ**』として出してください。



アルミホイル



電池類

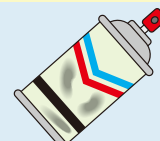


刃物類

(紙などに包んでキケンと表示)



薬、油、塗料の空缶



スプレー缶・カセットボンベ

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法) 第一条

この法律は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

●問い合わせ先

北区清掃事務所(王子・赤羽地区)
滝野川清掃庁舎(滝野川地区)

TEL 3913-3141
TEL 3800-9191